

那覇市議会基本条例の一部を改正する条例制定について

那覇市議会基本条例の一部を改正する条例を別紙のように制定する。

令和 5 年（2023 年） 7 月 5 日提出

提出者

那覇市議会議員

上里 直司 當間 安則

賛成者

那覇市議会議員

與儀 喜邦 前泊 美紀 湧川 朝涉

上原 仙子 金城 直子 多和田 栄子

糸数 昌洋 山川 典二 吉嶺 努

屋良 栄作 奥間 亮

（提案理由）

那覇市議会議員政治倫理条例の制定に合わせ、那覇市議会基本条例と那覇市議会議員政治倫理条例の関係を明記するとともに、字句の整理を行うため、この案を提出する。

那覇市議会基本条例の一部を改正する条例

那覇市議会基本条例(平成24年那覇市条例第78号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>目次</p> <p>前文</p> <p>第1章～第2章 [略]</p> <p>第3章 [略] (第6条—第10条)</p> <p>第4章 [略] (第11条—第15条)</p> <p>第5章 [略] (第16条・第17条)</p> <p>第6章 [略] (第18条・第19条)</p> <p>第7章 [略] (第20条—第24条)</p> <p>第8章 [略] (第25条)</p> <p>第9章 <u>議員の政治倫理(第26条)</u></p> <p>第10章～第12章 [略]</p> <p>付則</p> <p>(会派)</p> <p>第5条 [略]</p> <p>2 [略]</p> <p>3 会派は、<u>政策立案、政策提言、政策決定</u>に関し、必要に応じ会派間で調整を行い、合意形成に努めるものとする。</p> <p>第3章 [略]</p> <p>第6条～第10条 [略]</p> <p>第4章 [略]</p>	<p>目次</p> <p>前文</p> <p>第1章～第2章 [略]</p> <p><u>第3章 議員の政治倫理(第6条)</u></p> <p>第4章 [略] (第7条—第11条)</p> <p>第5章 [略] (第12条—第16条)</p> <p>第6章 [略] (第17条・第18条)</p> <p>第7章 [略] (第19条・第20条)</p> <p>第8章 [略] (第21条—第25条)</p> <p>第9章 [略] (第26条)</p> <p>第10章～第12章 [略]</p> <p>付則</p> <p>(会派)</p> <p>第5条 [略]</p> <p>2 [略]</p> <p>3 会派は、<u>政策の立案、提言及び決定並びに議会改革その他重要な事項</u>に関し、必要に応じ会派間で調整を行い、合意形成に努めるものとする。</p> <p><u>4 議長は、会派に属さない。</u></p> <p><u>第3章 議員の政治倫理</u></p> <p><u>第6条 議員は、市民全体の代表者として高い倫理性が求められていることを常に自覚し、良心及び責任感を持って議員の品位を保持し、識見を養わなければならない。</u></p> <p><u>2 議員の政治倫理に関し必要な事項は、那覇市議会議員政治倫理条例(令和5年那覇市条例第26号)で定める。</u></p> <p>第4章 [略]</p> <p>第7条～第11条 [略]</p> <p>第5章 [略]</p>

第11条～第15条 [略]

第5章 [略]

第16条～第17条 [略]

第6章 [略]

(議会運営の原則)

第18条 [略]

2～3 [略]

4 議長は、会派に属さない。

(委員会)

第19条 委員会(常任委員会、議会運営委員会及び特別委員会をいう。以下同じ。)は、市政の課題等に迅速かつ的確に対応するため、その機能を十分に発揮するよう運営しなければならない。

2～3 [略]

第7章 [略]

第20条～第22条 [略]

(会派及び議員の政務活動費)

第23条 [略]

2～3 [略]

4 前3項に定めるもののほか、政務活動費に関しては、別に条例で定める。

第24条 [略]

第8章 [略]

第25条 [略]

第9章 議員の政治倫理

第26条 議員は、市民全体の代表者として高い倫理性が求められていることを常に自覚し、良心及び責任感を持って議員の品位を保持し、識見を養わなければならない。

(議員定数)

第12条～第16条 [略]

第6章 [略]

第17条～第18条 [略]

第7章 [略]

(議会運営の原則)

第19条 [略]

2～3 [略]

(委員会)

第20条 委員会(法第109条第1項の常任委員会、議会運営委員会及び特別委員会をいう。以下同じ。)は、市政の課題等に迅速かつ的確に対応するため、その機能を十分に発揮するよう運営しなければならない。

2～3 [略]

4 委員会の組織、運営その他必要な事項は、那覇市議会委員会条例(昭和47年那覇市条例第83号)で定める。

第8章 [略]

第21条～第23条 [略]

(会派及び議員の政務活動費)

第24条 [略]

2～3 [略]

4 前3項に定めるもののほか、政務活動費に関しては、那覇市議会政務活動費の交付に関する条例(平成13年那覇市条例第3号)で定める。

第25条 [略]

第9章 [略]

第26条 [略]

(議員定数)

<p>第27条 議員定数は、<u>別に条例</u>で定める。</p> <p>2 [略] (議員の報酬)</p> <p>第28条 議員報酬は、<u>別に条例</u>で定める。</p> <p>2 [略] (議会事務局の強化)</p> <p>第29条 [略]</p> <p>(議会図書室)</p> <p>第30条 議会は、議員の調査研究に資するため、議会図書室を適正に管理運営するとともに、図書及び資料等の充実に努めるものとする。</p>	<p>第27条 議員定数は、<u>那覇市議会議員定数条例(平成14年那覇市条例第68号)</u>で定める。</p> <p>2 [略] (議員の報酬)</p> <p>第28条 議員報酬は、<u>那覇市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例(平成20年那覇市条例第34号)</u>で定める。</p> <p>2 [略] (議会事務局の強化)</p> <p>第29条 [略]</p> <p><u>2 議会事務局の職員は、前項に規定する目的を達成するため、議長、委員会の長その他の議員に対し、提案を行うことができる。</u></p> <p>(議会図書室)</p> <p>第30条 議会は、議員の調査研究に資するため、<u>法第100条第19項の規定により置かれた議会図書室</u>を適正に管理運営するとともに、図書及び資料等の充実に努めるものとする。</p>
--	---

備考

- 1 改正後の欄中下線が引かれた部分(以下「改正後部分」という。)に対応する改正前の欄中下線が引かれた部分(以下「改正部分」という。)がない場合には、当該改正後部分を加える。
- 2 改正部分に対応する改正後部分がある場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- 3 改正部分に対応する改正後部分がない場合には、当該改正部分を削る。
- 4 条名等を「～」で結んでいる場合には、これらの条名等又はこれらの条名等及びこれらの条名等の間にある全ての条名等を順次示したものとする。

付 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
(那覇市情報公開条例の一部改正)
- 2 那覇市情報公開条例(平成26年那覇市条例第26号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
(情報提供)	(情報提供)

<p>第23条 実施機関は、規則で定めるところにより、次に掲げる事項に関する情報で当該実施機関が保有するものを記録した文書、図画又は電磁的記録を必要に応じ提供するものとする。ただし、当該情報の提供について法令等で別段の定めがある場合又は当該情報が非公開情報に該当する場合は、この限りでない。</p> <p>(1) [略]</p> <p>(2) 那覇市議会基本条例(平成24年那覇市条例第78号)第12条第1項及び第13条の規定により議会へ提出した資料等</p> <p>(3)～(6) [略]</p> <p>2 [略]</p>	<p>第23条 [略]</p> <p>(1) [略]</p> <p>(2) 那覇市議会基本条例(平成24年那覇市条例第78号)第13条第1項及び第14条の規定により議会へ提出した資料等</p> <p>(3)～(6) [略]</p> <p>2 [略]</p>
--	--

備考 本則の表備考2の規定は、この表による改正について準用する。

(那覇市総合計画策定条例の一部改正)

3 那覇市総合計画策定条例(平成28年那覇市条例第28号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(議会の議決)</p> <p>第6条 市長は、基本構想又は基本計画を策定し、又は変更しようとするときは、那覇市議会基本条例(平成24年那覇市条例第78号)第14条第1号の規定による議会の議決を経なければならない。</p>	<p>(議会の議決)</p> <p>第6条 市長は、基本構想又は基本計画を策定し、又は変更しようとするときは、那覇市議会基本条例(平成24年那覇市条例第78号)第15条第1号の規定による議会の議決を経なければならない。</p>

備考 本則の表備考2の規定は、この表による改正について準用する。